

# 伊丹市人権教育・啓発白書

令和 3(2021)年度事業内容

(案)

令和 4(2022)年●月

伊丹市

# 目 次

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の体系.....	●
はじめに.....	●
令和3(2021)年度に講じた人権教育・啓発.....	●
1. 人権全般.....	●
2. 身近な人権問題.....	●
(1)女性.....	●
(2)子ども.....	●
(3)高齢者.....	●
(4)障がい者.....	●
(5)同和問題.....	●
(6)外国人.....	●
(7)H I V感染者・ハンセン病患者等.....	●
(8)高度情報化社会の進展に伴う人権問題.....	●
(9)北朝鮮拉致被害者に関する問題.....	●
(10)その他の人権問題.....	●
3. 人権を守る取組（人権相談）.....	●
4. あらゆる場における人権教育・啓発の推進.....	●
(1)こども園・幼稚園・保育所(園)・学校.....	●
(2)家庭・地域・職域.....	●
(3)市職員等に対する研修.....	●
5. 総合的・効果的な推進等.....	●
(1)全庁的な推進体制.....	●
(2)関係機関等との連携・協力、市民の参画と協働.....	●
(3)人権啓発センターの取組.....	●
(4)内容・方法の充実.....	●

# 伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の体系

## I. 基本的な考え方

- ・「人権教育・啓発推進法」
- ・国の基本計画、県の推進指針等
- ・伊丹市総合計画／伊丹市の関連計画

- ・人権教育・啓発を巡る内外の動き
- ・「人権教育のための国連10年」伊丹市行動計画の成果と課題
- ・市民意識の現状(市民意識調査結果)



- 【人権の概念】 すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利
- 【人権の尊重】 自己の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、自己の権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う = 人権の共存
- 【人権教育・啓発の基本的視点】 ①人権尊重のまちづくり ②発達段階等をふまえた効果的な方法の選択 ③行政・市民・事業者の役割及び連携・協力による推進 ④自主性の尊重と中立性の確保



## II. 人権教育・啓発推進の方策

人権の普遍的な視点からの取り組み

- ①命の大切さの実感
- ②自尊感情の育成
- ③個性の尊重
- ④社会とのつながりを通して共に生きること

さまざまな人権課題への取り組み

- 女性 子ども 高齢者
- 障がい者 同和問題
- 外国人 HIV感染者等
- 高度情報化の進展に伴う人権問題
- 他

人権を守る取り組み(人権相談)

- ①相談体制の充実
- ②相談担当者の資質の向上
- ③相談内容の施策等への反映

## III. あらゆる場における推進

保育所(園)・幼稚園・学校 / 家庭・地域・職域 / 職員研修



## IV. 総合的・効果的な推進

- ①全庁的な推進体制(伊丹市人権教育・啓発推進本部)
- ②関係機関等との連携・協力、市民の参画と協働(法務局、伊丹市人権擁護委員協議会、伊丹市人権・同和教育研究協議会、伊丹市人権啓発推進委員、伊丹市人権教育・啓発推進会議等)
- ③人権啓発センターの取り組み(人権啓発の拠点施設としての機能)
- ④内容・方法の充実
- ⑤進捗評価及び見直し

# はじめに

本市では、さまざまな人権課題に対応する今後の人権教育・啓発の基本的な方向及びその体系を明らかにするものとして、平成22(2010)年10月に伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)を策定しました。基本方針は、伊丹市総合計画を上位計画として、本市の他の計画と連携しながら人権教育・啓発を推進するものです。基本方針に掲げる施策・事業については、毎年度、その成果や課題を検証することとしています。

本書は、基本方針に基づく年次報告書として、本市が令和3(2021)年度に講じた人権教育・啓発に関する施策について取りまとめています。主な取組は、令和3(2021)年度行政評価の評価対象となっているものを中心として、特に人権教育・啓発に関わりのある事務事業を取り上げています。令和3(2021)年度進捗状況の概要は、●ページのとおりで。

## 様式の見直し

令和4(2022)年6月に基本方針を改訂しました。これに伴い、本書「伊丹市人権教育・啓発白書」についても、今後の人権施策の取組について、PDCAサイクルを着実に推進していくために、様式を改訂しました。主なポイントとしては、従来の主な取組に加え、「成果と課題」、「課題を踏まえた次年度の取組」を掲載し、PDCAが実施できるようにしました。

また、改訂した基本方針の「人権教育・啓発の基本的な方策」及び「人権擁護に関する基本的な方策」に該当する号を記載しております(下図参照)。

(様式例)

主な項目ごとに総評を記載

- 令和4(2022)年度の所管課名を記載
- 第6次伊丹市総合計画に該当する実施施策・事務事業を記載

今までは取組のみを掲載していましたが、PDCAサイクルを着実に推進していくために、新たに「成果及び課題」「課題を踏まえた次年度の取組」を記載

参考に改訂した基本方針の「人権教育・啓発の基本的な方策」及び「人権擁護に関する基本的な方策」に該当する号を記載  
(次ページに、各方策の項目名を記載)

### 1. 人権全般

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、差別を許さない都市宣言制定記念市民集会の中止や人権フェスティバルの規模縮小など、運営開催ができない事業もあったが、デジタルを活用したオンライン配信などを実施し、啓発の手足を工夫して、広く市民に啓発や人権を学ぶ機会を提供することができた。

人権教育推進員や人権啓発推進委員においては、研修会実施の際は人数制限など感染対策を講じた結果、前年度に比べて派遣・実施回数が増加し、市民への人権教育・啓発を推進することができた。

今後も引き続き、デジタル機器の活用など多様な手法により、教育・啓発事業を実施していく。

①差別を許さない都市宣言制定記念市民集会	
所管課	人権教育室
実施施策	271 人権教育・啓発の推進
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題
<p>・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民集会を中止したが、同市民集会実行委員会が市民集会への思いを発信するメッセージ動画を作成し、配信。</p>	<p>(成果) 「差別を許さない都市宣言」の意義や実行委員会の思いを届けるため、デジタルを活用し、広く市民に啓発することができた。</p> <p>(課題) 差別を許さない都市宣言の市民認知の更なる広がり、人権を学ぶ機会として周知啓発が必要である。</p>
課題を踏まえた次年度の取組	<p>差別を許さない都市宣言の市民認知の更なる広がりや人権を学ぶ機会として、周知啓発を図る。</p> <p>市民集会において、多くの市民の参加が得られるよう、啓発手法の工夫を図り、実施していく。</p>
<p>【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策</p>	
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)、(4)、(5)
人権擁護に関する基本的な方策	(3)、(4)

※参考

各表の下段には、令和4（2022）年6月に改訂した基本方針の定める「人権教育・啓発の基本的な方策」及び「人権擁護に関する基本的な方策」の内、該当する号を参考として表記しています。

**伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針（令和4（2022）年6月改訂）に定める基本的な方策**

**人権教育・啓発の基本的な方策**

- (1) 多様な市民に届く教育・啓発の推進
- (2) 子どもへの人権教育の推進
- (3) 人権擁護につながる人権教育・啓発の推進
- (4) 職員の人権意識・知識の更なる向上
- (5) 人権教育・啓発の正しい知識の更新

**人権擁護に関する基本的な方策**

- (1) 市民に身近な人権相談へ
- (2) 複合的な課題に対応する人権擁護の視点を全ての施策へ
- (3) 居場所づくりと人権相談との連携の促進
- (4) 相談員その他相談に関わる職員の更なる質の向上

# 令和3(2021)年度に実施した人権教育・啓発の取組

本市における人権教育・啓発は、同和・人権・平和課や人権啓発センター、教育委員会事務局人権教育室を中心に実施しています。他の部局においてもその所掌事務と関連した人権に関わる各種の教育・啓発活動を行っています。また、人権擁護委員や伊丹市人権・同和教育研究協議会等の市民団体の参画や協働を得て、人権に関わるさまざまな活動を展開しています。

## 1. 人権全般

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、差別を許さない都市宣言制定記念市民集会の中止や人権フェスティバルの規模縮小など、通常開催ができない事業もあったが、デジタルを活用したオンライン配信などを実施し、啓発の手法を工夫して、広く市民に啓発や人権を学べる機会を提供することができた。

人権教育指導員や人権啓発推進委員においては、研修会実施の際は人数制限等などの感染対策を講じた結果、前年度に比べて派遣・実績回数が伸び、市民への人権教育・啓発を推進することができた。

今後も引き続き、デジタル機器の活用など多様な手法により、教育・啓発事業を実施していく。

### ①差別を許さない都市宣言制定記念市民集会

所管課	人権教育室	
実施施策	271 人権教育・啓発の推進	
事務事業	271020 人権教育・啓発推進事業	
R3(2021)年度の主な取組	成果及び課題	課題を踏まえた次年度の取組
・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民集会を中止したが、同市民集会実行委員会が市民集会への思いを発信するメッセージ動画を作成し、配信。	<p>(成果)</p> <p>「差別を許さない都市宣言」の意義や実行委員会の思いを届けるため、デジタルを活用し、広く市民に啓発することができた。</p> <p>(課題)</p> <p>差別を許さない都市宣言の市民認知の更なる広がり、と、人権を学ぶ機会として周知啓発が必要である。</p>	<p>差別を許さない都市宣言の市民認知の更なる広がり、と人権を学ぶ機会として、周知啓発を図る。</p> <p>市民集会において、多くの市民の参加が得られるよう、啓発手法の工夫を図り、実施していく。</p>
<b>【参考】R4(2022)伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針に該当する基本的な方策</b>		
人権教育・啓発の基本的な方策	(1)、(3)、(4)、(5)	
人権擁護に関する基本的な方策	(3)、(4)	

